

前 金	部分払い
有	0 回

令和 5 年度下施共第2-1号

豊が丘団地共同汚水処理施設水処理設備
(No.2ばつ気ブロワ)修繕

津市上下水道事業局
下 水 道 施 設 課

令和5年度	下施共第2-1号	修 繕 設 計 書	上下水道事業管理 者
			局 長
修 繕 名	豊が丘団地共同汚水処理施設水処理設備(No.2ばつ気 プロワ)修繕		局 次 長
			課 長
施 工 場 所	津市 豊が丘二丁目 地内		検 算 者
設 計 金 額	¥ (内消費税等相当額)	— 円)	調整・担当 主 幹
			担 当 副 主 幹
工 期	令和6年2月29日限り		主 査 担 当
	修 繕 の 大 要		設 計 者

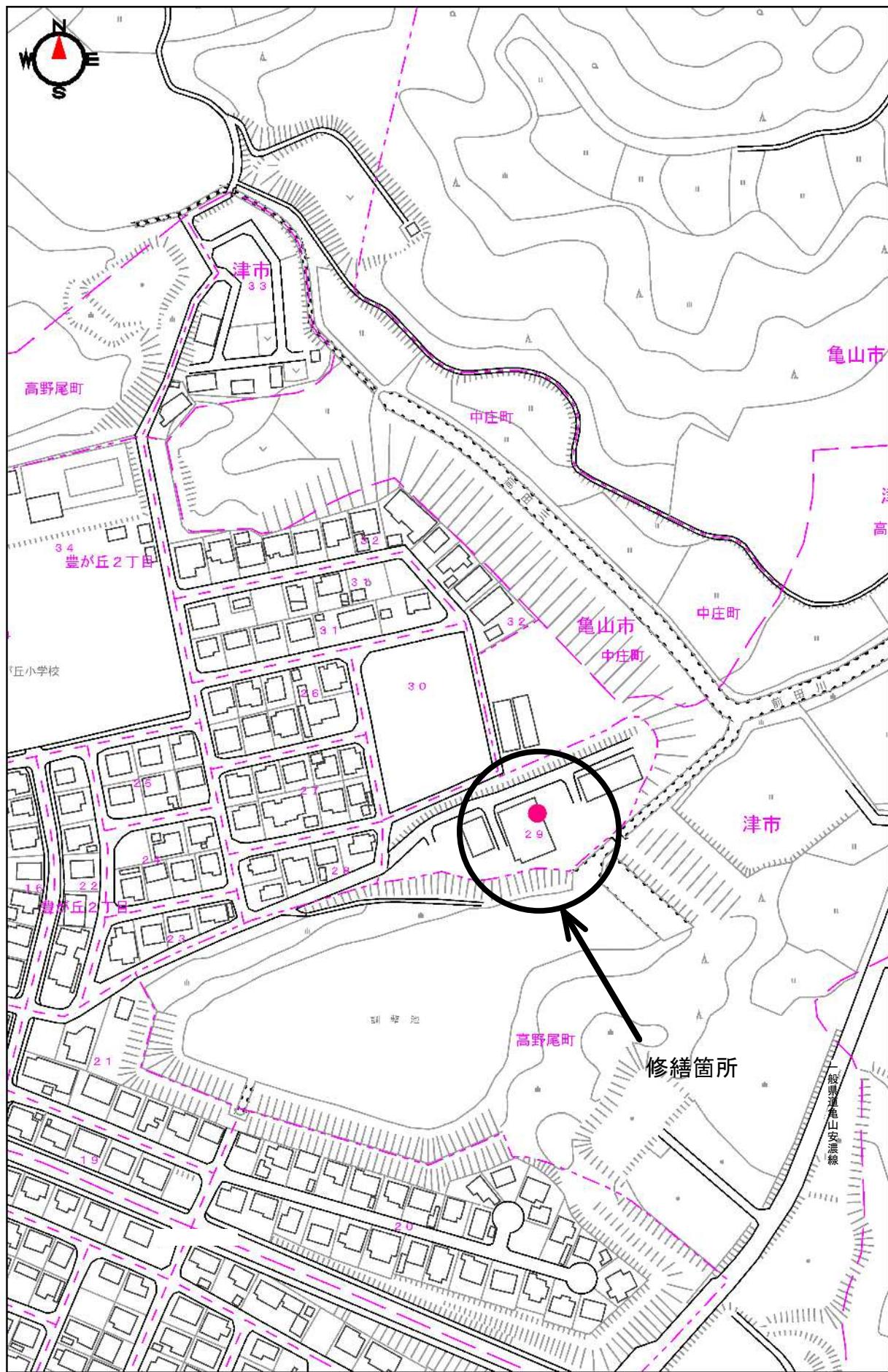
ばつ気プロワ修繕

一式

出力 37 kW

位置図

令和5年度下施共第2－1号
豊が丘団地共同汚水処理施設
水処理設備（No. 2ばっ気ブロワ）修繕



0 100m
1:2,500

内 訳 表

費 目	工 種	種 別	細 別	数量	単位	単価	金 額	摘 要
本修繕費				1	式	—	—	
	機器費			1	式	—		明細表第1号のとおり
		直接修繕費		1	式	—	—	
			輸送費	1	式	—		
			労務費	1	式	—		明細表第2号のとおり
			直接経費	1	式	—		
			仮設費	1	式	—		
		計 (直接修繕費)						
		間接修繕費		1	式	—	—	
			共通 仮設費	1	式	—		明細表第3号のとおり
			現場 管理費	1	式	—		
			据付 間接費	1	式	—		
		計 (間接修繕費)						
		計 (据付修繕原価)						

內訣表

明 細 表

第 1 号

明 細 表

第 2 号

種 別	細 別	材 料	形狀寸法	數量	単 位	単 價	金 額	摘 要
労務費				1	式	—	—	
	一般労務費			1	式	—	—	
	普通作業員				人			
	設備機械工				人			
	小計 (一般労務費)							
	機械設備据付労務費			1	式	—	—	
	機械設備据付工				人			
	小計 (機械設備据付労務費)							
	計 (労務費)							

明 細 表

第 3 号

明 細 表

第 4 号

令和 5 年度下施共第 2-1 号

豊が丘団地共同汚水処理施設水処理設備（No.2 ばつ氣ブロワ）修繕

津市上下水道事業局
下水道施設課

第 1 章 一般共通事項

1 適用範囲

本仕様書は、津市が発注する機械・電気設備に係る工事及び修繕（以下、「工事等」という。）に適用する。

2 関係法令等に遵守

本仕様書において特に明記無き事項については三重県公共工事共通仕様書（三重県国土整備部公共事業運営課監修兼編集）に従い施工すること。

また、材料仕様に記載した事項のほか使用する機器及び材料等については、その性質、操作性等を十分考慮したものを使用し、工事等の施工にあっては関係法令、県・市条例、規則、規定及び規格等を遵守することとし、下記に示す関係法令、規格等については特に留意すること。

- (1) 労働安全衛生法
- (2) 消防法
- (3) 建設リサイクル法
- (4) 電気事業法
- (5) 内線規定
- (6) 建築基準法
- (7) 日本産業規格（JIS）
- (8) 電気規格調査会規格（JEC）
- (9) 日本電気工業会標準（JEM）
- (10) (機械・電気) 設備工事一般仕様書及び標準仕様書（日本下水道事業団）
- (11) (機械・電気) 設備工事共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- (12) 水門鉄管技術基準（水門鉄管協会）
- (13) 揚排水ポンプ設備技術基準・同解説（河川ポンプ施設技術協会）
- (14) 日本農業集落排水協会型施設機器等標準仕様（案）（日本農業集落排水協会）
- (15) その他関係法令、条例及び規格、日本下水道事業団発刊基準類

上記の法律等は、全て適用するものの内容が競合等の重複する場合には協議をし決定する。

3 打ち合わせ

本工事等の請負契約終結後、すみやかに受注者は、本市監督員との打ち合わせ及び現場調査等を実施し、その施工内容を熟知すると共に、疑義があればこれを正し、受注者はその打ち合わせ内容についての議事録を作成し、記録等を整備するものとする。

4 環境配慮

受注者は、機器製作及び選定あるいは施工計画にあたり下記の事項について特に留意し、特に請負金額が750万円以上の場合にあっては、本市に建設副産物（スクラップ、コンクリート碎りガラ等）の再利用計画等について届けると共に、必要な書類を提出し、環境に配慮し施工しなければならない。

(1)騒音、振動の抑制

本工事等において使用する建設機械にあっては、排出ガス対策型建設機械指定要領に基づき国土交通省で指定された建設機械を使用するものとする。

なお、排出ガス対策型建設機械に代えて、国土交通省で認定された排出ガス浄化装置を装着した建設機械についても、排出ガス対策型と同等とみなすものとする

(2)地下水のかん養（雨水浸透等）

(3)建設副産物の再利用（掘削残土の削減、現場内利用の促進、コンクリートガラ等の再利用促進、その他リサイクルの推進）

(4)廃棄物の適切な処分

(5)その他、材料選定等及び施工に係る省エネルギーの推進

5 承諾図書

受注者は、機器製作にあたり機器詳細仕様書、機器詳細図（製作材料及び購入機器の主要部品図、付属品図等を含む）、その他、必要な図書を本市に提出し、承認を受けるものとする。

6 軽微な変更

全て設計図書及び仕様書に基づき施工するものとして、これに明記なきもの、軽微な変更については、本市監督員の指示によるものとする。

7 器材・機器類の保管

受注者は、本工事等に必要な資材等の集積場所及び保管場所等について本市監督員の指示を受けて受注者の責任により管理すると共に、工事等の竣工引き渡しまでの器材・機器類等の保管、保護をしなければならない。

8 既設营造物の損傷、その復旧

受注者が既設の建築物及び構造物あるいはその設備、機器及び装置並びに備品等を破損、損傷または汚染した場合は、速やかに現状に復旧させると共にその費用の一切を受注者が負担する。

9 提出書類

提出書類は原則として三重県公共工事共通仕様書に記載するものの他、本市監督員の指示する必要な書類を提出するものとする。

なお、そのサイズは、指定なきものを除き原則全てA4版とする。

10 試験及び検査

- (1)受注者は、機器及び材料の試験を行い、その成績書を本市監督員に提出し、承諾を受けるものとする。
- (2)主要機器については、製作工場において本市監督員等の立ち会いのもとに諸試験を行うことがある。この場合、立会日の10日以前に必要書類を添付のうえ、その試験、検査等について書面で申し出ること。
- (3)機器、材料の検査及び試験のうち、公的またはこれに準ずる機関の発行した証明書等により、その成績が確認できるものについては、本市監督員の承諾のもとに省略することができる。なお、各試験、検査等は、受注者において必要な計器機器等を負担、準備し、実施しなければならない。また試験及び検査等に市監督員が立ち会わない場合は、その試験結果について写真、資料等を添付し本市監督員に報告すること。
- (4)試験及び検査の結果、本市監督員等の承諾が得られず、工事等に使用することが不適当なものと判断された場合には、受注者は、いかなることがあっても使用してはならない。

11 材料製作及び現場施工の記録写真

(1)写真の分類

- ア 着手前、現場施工状況及び完成写真（同一アングルにて撮影のこと）
- イ 材料製作状況写真（材料製作手順による工事製作状況写真、既製標準品は除く）
- ウ 現場施工写真（現場における施工状況写真）
- エ 安全管理写真
- オ 材料検収写真
- カ 品質管理写真
- キ 出来形管理写真

(2)写真の色彩、大きさ

　　カラー・サービスサイズ

(3)写真の撮影基準

- ア 写真の撮影にあたっては、工事名、工種内容、測点等の必要な項目を記載した小黒板を被写体と共に写し込むこと。

イ 不可視部分の写真整理

不可視になる出来形部分については、出来形寸法等が確認できるよう特に注意して撮影しなければならない。

12 施工管理

- (1)受注者は、現場における工事開始と共に責任ある技術者を現地に常駐させ、工事等の期間中の危険防止対策を十分に行い、労働災害の防止に努めなければならない。
- (2)受注者は、常に資材その他の整理整頓、清掃に努め、また工事等の完了に際しては、施工場所の後片付け、清掃等を実施すること。
- (3)材料、資材等の搬入は、できるだけ通学通勤時間帯を避けるものとして、万一、この時間と重なる場合には、関係車両は付近の住民等、一般車両を優先しなければならない。
- (4)受注者は、付近の住民あるいは工事等の作業員に対して事故等、災害が発生した時は、速やかに本市監督員に報告しなければならない。

13 竣工

(1)施設等の受け渡し（引き渡し）

工事等の完了に伴う設備、材料、施設等の受け渡しは、本市のほか必要な関係官公庁署の試験、検査等に合格した後とする。

(2)技術指導

完成施設等の使用に先立ち各機器の操作技術について講習会等を受注者の責任において実施し、必要な資料を提出すること。

(3)保証

ア 保証期間は、完成検査合格後（引き渡しの日より）2年間とする。

イ 保証期間中に生じた施工及び材質あるいは構造上の欠陥による全ての破損及び故障等については、受注者の負担にて速やかに補修、改造または新品と交換を行わなければならぬ。

ウ 保証期間満了時には、受注者の担当技術者を派遣し、設置機器あるいは工事等の対象設備の点検及び整備を実地しなければならない。

エ 保証書は、完成図書に綴じ込むものとする。

14 疑義

- (1)本仕様書及び添付図面等の内容についての不明な事項は、必ず本市監督員に照会し、説明を受けること。
- (2)施工中において、図面、仕様書、その他に疑義を生じた場合は、全て本市監督員の指示及び解釈による。

15 その他

- (1)本工事等の設計図書、仕様書に記載する一切の機材等は、全て受注者が調達するものとし、工事等の実施の結果、設計数量より多少増加したり、詳細にわたり明記されていない事項であっても工事等の性格上、当然必要なものについては、全て受注者の負担とする。
- (2)受注者は、工事等の施工にあたり特許権、その他第三者の権利の対象となっている材料、部材を設置または使用する時は、その設置及び使用に関する一切の責任を負うものとする。
- (3)設備・材料等の維持管理上、必要な予備品、消耗品及び工具類については、その一覧表を本市監督員に提出し、承諾を受けた後、納入するものとする。

第2章 修繕施工

1 修繕概要

本修繕は、豊が丘団地共同汚水処理施設のばっ気プロワを取替することにより、施設の円滑な運用を図るものである。

2 修繕範囲

- (1) No.2ばっ気プロワ取替
- (2) 付属設備取替
- (3) その他必要な作業

3 No.2ばっ気プロワ詳細

(1) 使用目的

本プロワは、ばっ気槽へ空気を供給するものである。

(2) 機器仕様

項目	仕様	備考
(1) 参考型番	BH200	伊藤鉄工所製
(2) 型式	ルーツ式プロワ	
(3) 取扱気体	空気	
(4) 運転	連続	
(5) 風量	約30m ³ /min	
(6) 吐出風圧	約50kPa	

(3) 既設機器仕様

項目	仕様	備考
(1) 型番	IRS200	伊藤鉄工所製
(2) 型式	ルーツ式プロワ	
(3) 取扱気体	空気	
(4) 運転	連続	
(5) 風量	約30m ³ /min	
(6) 吐出風圧	約50kPa	
(7) プロワ回転速度	約1350min ⁻¹	
(8) 電動機回転速度	約1750min ⁻¹	
(9) 中間軸受け	なし	
(10) 重量	680kg	

(4) モータ仕様

項目	仕様	備考
(1) 型式	かご形三相誘導電動機	
(2) 極数	4P	

(3) 運転	連続	
(4) 定格電圧	200V	
(5) 定格周波数	60Hz	
(6) 出力	37kW	
(7) 回転数	約1750min ⁻¹	
(8) 台数	1台	

(5) 使用材料

- ・ケーシング：FC200
- ・ハウジング：FC200
- ・ロータ及びシャフト：FC200又はFCD500

(6) 標準付属品

- | | |
|----------------|----|
| ・Vベルト、プーリ | 1組 |
| ・消音器（吸込・吐出） | 一式 |
| ・基礎ボルト（SUS304） | 一式 |
| ・伸縮継手 | 一式 |
| ・特殊逆止弁 | 一式 |
| ・防振装置 | 一式 |
| ・圧力計 | 一式 |

(7) 構造

- ・連続運転が可能で、振動・騒音が少なく内部圧力に十分耐えうる構造とする。
- ・主要部は、耐久性に優れた材質とする。
- ・ロータは、バランスが良好で振動が少なく、ケーシングとロータ間で行う空気の吸引・圧縮・吐出に対して、発熱、破損のない構造かつ主軸と一体型とする。
- ・ケーシングは、ロータとの摩擦・圧縮熱等による異常を生じず、空気の漏えいのない完全密閉構造かつ内面は、精密な機械仕上げとする。

(8) その他

- ・据付架台、防振架台は、本機に付属すること。
- ・ケーブル等の電気設備関係は既設流用すること。

4 試験・検査

メーカー仕様の試験・検査を行い、検査成績書を提出すること。

5 据付

既設基礎に据付すること。

6 塗装

メーカー標準仕様によること。

7 その他事項

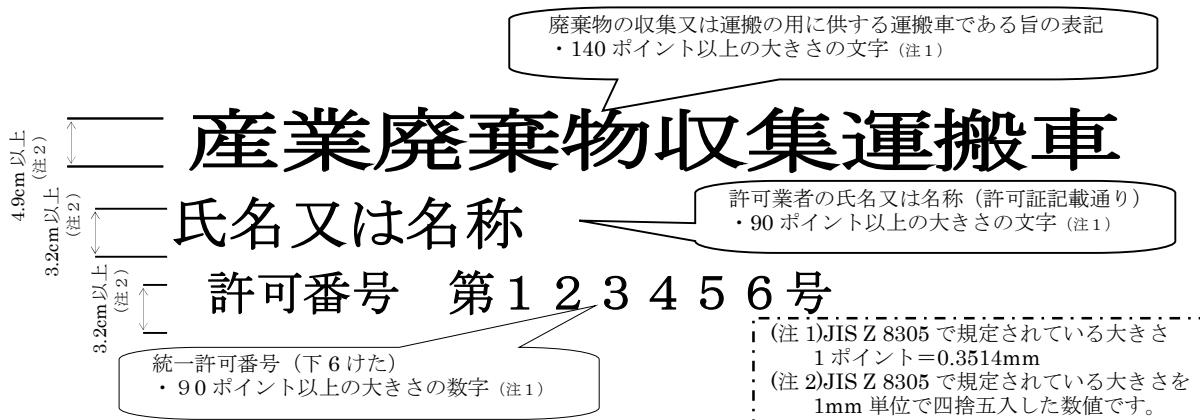
- (1)撤去品が産業廃棄物の対象となる場合は、産業廃棄物処理の許可を有する施設で処理すること。また、受入れ先のマニフェスト等を施工管理資料として監督員に提示すること。
- (2)提出書類等を含めて質疑・不明なる項目については監督員と協議するものとし、必要に応じて議事録をもって処理すること。

第3章 産業廃棄物収集運搬車への表示・書面備え付け

[産業廃棄物収集運搬車への表示・書面備え付け]

産業廃棄物の収集運搬に係る表示及び書面備え付けを行うものとする。

産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）収集運搬業者の表示例

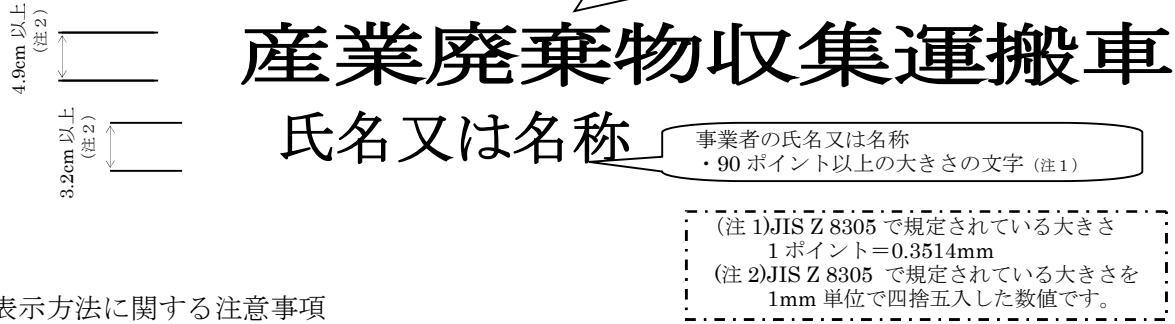


※車両の両側

排出事業者が自ら収集運搬する場合の表示例

表示方法に関する注意事項

廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨の表記
・140 ポイント以上の大きさの文字 (注1)



※車両の両側

表示方法に関する注意事項

- 車両の両側面（車体の外側）の見やすい位置にわかりやすく表示すること。
- 表示は車体に直接塗装するか、プレートを車体に鉛で固定することが望ましい。やむを得ずステッカー、はめ込みプレート、マグネットにより着脱が可能な方法で表示を行う場合、ステッカー等の素材には風雨に耐えられるものを使用すること。また、走行中に破損したり、車体から外れたり、他者に容易に取り外されないようにすること。
- 文字・数字には、車体・ステッカー等の色を考慮し、識別しやすい色を用いること。また、風雨でかすれたり、容易に書き換えられないようにすること。汚れ等が付着した場合は、ただちに取り除くこと。

特記住様書（共通編）

(注)上記条件及び内容は、設計・規格・説明書等に示されるものとする。
別途要件等に付し、工事において制約を受ける事となるもので明示する。

津市上下水道事業局
令和4年7月

特記仕様書（共通編）

大区分	中区分	小区分（条件及び内容）
用地・補償関係	事業損失	<p><input type="checkbox"/> 設計書に明示した箇所の事前調査は、調査前に対象住民への周知を行い、調査後に工事着手するものとする。</p> <p><input type="checkbox"/> 受注者は施工前に現地を確認し、官民若しくは市民の境界を示すもの（杭、鉢、プレート等）が発見された場合は、施工前に監督員に報告するものとする。</p> <p><input type="checkbox"/> 受注者の責において境界杭等が破損、亡失した場合は、受注者の責任において工事完了後復元を行うものとする。その際には、関係者と立会、承認を得るものとする。</p>
	民地の保全	<p><input type="checkbox"/> 受注者は施工前に現地を確認し、官民若しくは市民の境界を示すもの（杭、鉢、プレート等）が発見された場合は、施工前に監督員に報告するものとする。</p>
安全対策	工事中の安全確保	<p><input type="checkbox"/> 受注者は、施工箇所が通学路であった場合は、監督員と協議を行った上で、対象の学校と十分協議をし、工程の調整を図るものとし、通学者の安全を確保するものとする。</p> <p><input type="checkbox"/> 工事施工時は地山掘削・床掘等の際に既設構造物に損傷が出ないように、適切な措置を行うものとする。また、万が一損傷を与えた場合には、受注者の責において対処するものとする。</p> <p><input type="checkbox"/> また、施工時に影響が及ぶ可能性があると考えられる場合には、事前調査を行い、写真を撮っておくなど適切な処置を講じるものとする。</p> <p><input type="checkbox"/>)について、施工日の即日開放を原則とする。</p> <p><input type="checkbox"/>)について、事前に（警察署）と立会を行い、確認後、施工を行うものとする。</p>
	工事中は、路面に段差や小構造物等突起物がないよう仮説装等で十分なすり付けを行い、毎日の作業終了後工事現場内を十分に調べ、危険な箇所は即日補修を行うものとする。	<p><input type="checkbox"/> 現場において設置する保安施設や仮設工は、設置完了時や使用中の点検及び管理について実施・整理し、監督員が求めた際には提示すること。</p>
	交通安全管理	<p><input type="checkbox"/> 工事の施工に伴って、工事車両の出入口及び交差道路に対し、一般交通の安全誘導が必要となる箇所には、交通の誘導・整理を行う者（以下「交通誘導警備員」という）を配置し、公衆の交通の安全を確保するものとし、設計図書に基づき事前に監督員と協議を行うものとする。</p> <p><input type="checkbox"/> 交通誘導警備業務にかかる1級又は2級検定合格者）または、有資格者の配置ができない場合は監督員の承諾を得て交通の誘導・整理の実務経験3年以上の者を配置するものとする。</p> <p><input type="checkbox"/> 受注者は、交通誘導警備員を配置する際は、その警備会社と雇用期間中等労働条件並びに傷害保険等に関する契約書（写し）を監督員に提出すること。また、交通誘導警備員の配置者一覧表（資格・実務経験年数を明示したもの）及び配置者名の明記された伝票を監督員へ提出するものとする（但し、監督員が提出を求めた場合は提出するものとする）。</p>

特記仕様書（共通編）

大区分	中区分	小区分（条件及び内容）
環境対策	環境対策	<p><input checked="" type="checkbox"/> 現場施工及び、現場外走行時の防塵対策については、周囲に粉塵等の影響が無いよう対策を講じ、通行及び入家に対し十分配慮すること。万が一被害が生じた場合は、受注者の責において解決にあたるものとする。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 土粒子を多量に含み、排水施設等に悪影響を及ぼすと考えられる放流については、沈砂または壩過施設を通して放流するものとする。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 受注者は産業廃棄物の処理を委託する際、運搬にについては産業廃棄物収集運搬業者等と、処分については産業廃棄物処分業者等と、それぞれ個別に直接契約し、その契約書（写し）及び収集運搬業・処分業の許可証（写し）を監督員に提示もしくは提出すること。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 廃棄物處理及清掃に関する法律に基づき、産業廃棄物の排出事業者（受注者）は産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報（成分性状等）を処理業者に提供し、また受注者は、処理に係る産業廃棄物管理票（マニフェスト）について、監督員が提示を求めた場合は提示するものとする。</p>
資料作成	提出書類	<p><input checked="" type="checkbox"/> 三重県公共工事共通仕様書「1-1-1-27工事中の安全確保」に関する書類については、監督員が指示した場合、提示又は提出するものとする。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 完成写真は、着手前・施工中・完成時に、起点及び終点において必ず同一方向となるように撮影し、3枚1組として、工事写真帳の上段・中段・下段に整理し、完成写真として提出するものとする。（提出部数：A4）</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 工事完成報告書の提出部数は2部とする。様式については津市ホームページに掲載のものとする。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 受注者は、工事に使用する材料の品質を証明する資料を受注者の責任と費用負担において整備し、使用前に監督員に提出し、確認を受けるものとする。</p> <p>なお、提出の際は使用材料一覧表に使用する材料を記載し、インデックス等で整理して材料の品質証明書を添付するものとする。 ※その他材料に関する資料についても原則、全て提出するものとするが、主たる材料以外で使用量が少量の場合は資料の提出について監督員と協議できるものとする。</p>
	部分下請負通知書	<p><input checked="" type="checkbox"/> 受注者は、工事の一部分において下請負させる場合は、全て部分下請負通知書を当該下請負業者の施工開始日までに監督員に提出するものとする。部分下請負通知書には下請負業者（再下請負業者を含む）との契約書等の写し及び主任技術者等の資格者証の写し等を添付するものとする。なが、建設業にない下請負の場合、書面上の主任技術者を作業責任者等と読み替え、下請負業者に当該業務の資格者証の写しを添付するものとする。</p>
	支払いに関する事項	<p><input checked="" type="checkbox"/> 請負代金の額が130万円以内で、かつ当該支出手取の範囲内で前払いするものとする。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 請負事業会社の保証を明示した場合で、市が必要と認めたときは、契約金額の10分の4以内で、かつ当該支出手取の範囲内で前払いするものとする。</p>

特記仕様書（共通編）

大区分	中区分	小区分（条件及び内容）
その他	名札	<p><input checked="" type="checkbox"/> 受注者は、三重県公共工事共通仕様書「[1-1]-10 施工体制台帳」に基づき、「監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者（下請負を含む）及び元請負の専門技術者（専任している場合のみ）に、工事現場において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札を着用させるものとする。</p> <p><名札の例></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> 主任・監理技術者 氏名 ○○○○ 工事名 ○○○○工事 工期 自○○年○○月○○日 会社 ○○建設株式会社 <input type="checkbox"/> 印 写真 2cm×3cm 程度 </div> <p>注1) 用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。 注2) 所属会社の社印とする。</p> <p>部分使用 <input type="checkbox"/> 部分使用箇所（ <input type="checkbox"/> 部分使用時期（ <input type="checkbox"/> 部分使用目的（ 部分引渡し <input type="checkbox"/> 部分引渡し指定部分（ 別途説明書に記載 <input type="checkbox"/> 部分引渡し時期（ 巡回 <input checked="" type="checkbox"/> 当工事（修繕）は、公共工事の品質確保の促進を図るものとして、検査課において施工状況の確認等を行う現場パトロールを行うことがある。 その他 <input type="checkbox"/></p>

(注)上記条件及び内容のレ印当該欄は、工事において制約を受ける事などとのて明示する。
 変更が生じた場合は、印を明示されない制約等が発生したときは、承認者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

津市上下水道事業局
令和4年7月

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明示項目	明示事項	条件及び内容
工程関係	<input type="checkbox"/> 別途工事との工事調整が必要あり <input type="checkbox"/> 別途工事名： <input type="checkbox"/> 施工時間及び施工方法の制限あり <input type="checkbox"/> 工期 <input type="checkbox"/> 他機関との協議が未完了 <input type="checkbox"/> 占用物件との工事調整の必要あり <input type="checkbox"/> その他（ ）)	<input type="checkbox"/> 調整項目（ <input type="checkbox"/> 資材等の流用 <input type="checkbox"/> 仮設及び工事用道路等の調整 <input type="checkbox"/> その他（ ）) <input type="checkbox"/> 施工順序の調整 <input type="checkbox"/> その他（ ）) <input type="checkbox"/> 制限する工種名（ <input type="checkbox"/> 施工方法（ ）) <input type="checkbox"/> 工期は、繰り返しが完了後、（ 年 月 日) までに変更します。 <input type="checkbox"/> 協議が必要な機関名（ ） <input type="checkbox"/> 占用物件名（ <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> その他（ ）) <input type="checkbox"/> その他（ ）
用地関係	<input type="checkbox"/> 用地補償物件の未処理箇所あり <input type="checkbox"/> 仮設ヤードの有無 <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 未処理箇所（ <input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> 完了見込み時期（ <input type="checkbox"/> 令和 年 月頃 <input type="checkbox"/> その他（ ）) <input type="checkbox"/> 仮設ヤード（ <input type="checkbox"/> 公有地 <input type="checkbox"/> 民有地 <input type="checkbox"/> その他（ ）) <input type="checkbox"/> 仮設ヤード使用期間（ ） <input type="checkbox"/> 仮設ヤードからの運搬距離（ L = km) <input type="checkbox"/> 使用条件・復旧方法（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）
公害対策関係	<input type="checkbox"/> 施工方法の制限あり <input type="checkbox"/> 事業損失防止に関する調査あり <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 制限項目（ <input type="checkbox"/> 驚音 <input type="checkbox"/> 振動 <input type="checkbox"/> 水質 <input type="checkbox"/> 粉じん <input type="checkbox"/> 排出ガス <input type="checkbox"/> その他（ ）) <input type="checkbox"/> 施工方法等（ <input type="checkbox"/> 指定工法名（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）) <input type="checkbox"/> 施工時期（ ） <input type="checkbox"/> 調査項目（ <input type="checkbox"/> 驚音測定 <input type="checkbox"/> 振動測定 <input type="checkbox"/> 水質調査 <input type="checkbox"/> 近接家屋の事前・事後調査 <input type="checkbox"/> 地盤沈下測定 <input type="checkbox"/> 地下水位等の測定 <input type="checkbox"/> その他（ ）) <input type="checkbox"/> 調査方法（ <input type="checkbox"/> 別添資料 <input type="checkbox"/> その他（ ）) <input type="checkbox"/> その他（ ）
安全対策関係	<input type="checkbox"/> 交通安全施設等の指定あり	<input type="checkbox"/> 交通安全施設等の配置（ <input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> その他（ ）) <input type="checkbox"/> 交通誘導警備員の配置（ <input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> その他（ ）) <input type="checkbox"/> 交通誘導警備員の配置人員数 ① 交通誘導警備員の人数は、概算数量としているため、設計変更の対象とする。 ② 受注者は、工事着手前に配慮計画等（配置人員、期間等）を作成し、それを基に、監督員と必要とする交通誘導警備員の延べ配置人員を協議すること。工事着手後、計画を見直すこと。なお、延べ配置人員の算出は、工事着手前に配慮計画等（配置人員、期間等）を作成するものとし、現場条件等により県の標準作業量等と差が生じる場合は、その理由を明確にした計画をもって協議すること。また、実績人數の確認方法についても合わせて協議を行うこと。 ③ 交通誘導警備員の配置完了後、協議により定めた実績人數が確認できる資料を提出すること。 <input type="checkbox"/> 積上げによる算出 <input type="checkbox"/> 配置人員数（ 人) (うち交通誘導警備員 A (人)) (注：配置人員数の変更是原則行わないものとする。但し、交通誘導警備員 A が配置できない場合は変更の対象とする)

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たつて制約を受ける事となるので明示する
明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明示項目	明示事項	条件及び内容
安全対策関係	<input type="checkbox"/> 近接施設等に対する制限	<input type="checkbox"/> 既存施設あり ・近接公共施設（□鉄道 □電気 □電話 □水道 □ガス □その他（ ）） <input type="checkbox"/> 近接施設（□擁壁（ ） ・現地の状況を適切に把握して施工を行うこと。
	<input type="checkbox"/> 工法制限あり	<input type="checkbox"/> 工法制限あり ・制限を受ける工種（ ） ・制限内容（ ）
	<input type="checkbox"/> 土砂崩落・発破作業に対する防護施設等に指定あり	<input type="checkbox"/> 安全防護施設等の配置（□別添図等 □その他（ ） □別途協議（ ）） □保安要員の配置（□別添図等 □その他（ ） □別途協議（ ））
	<input type="checkbox"/> 現場での安全確保（自主施工の原則）	<input checked="" type="checkbox"/> 受注者は、工事中の適切な安全確保の措置等の一切の手段について、自らの責任において定め、工事を実施すること。 □設計図書に明示された施工条件と工事現場が一致せず、安全確保のために指定仮設の変更や計上が必要な場合は、監督員と協議を行ふ旨を受けた後、受注者として適切な安全確保の措置を講じたうえで、工事を実施すること。
	<input type="checkbox"/> 事故速報の提出	<input checked="" type="checkbox"/> 受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に連絡するとともに、事故の概要を所定の書面により速やかに報告すること。
	<input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> その他（ ）
工事用道路関係	<input type="checkbox"/> 一般道路（搬入路）の使用制限あり <input type="checkbox"/> 仮設道路の設置条件あり	<input type="checkbox"/> 経路及び使用期間の制限内容（□別添図等 □その他（ ） □別途協議（ ）） □使用中及び使用後の措置（□別添図等 □その他（ ） □別途協議（ ）） □用地及び構造（□別添図等 □その他（ ） □別途協議（ ）） □安全施設（□別添図等 □その他（ ） □別途協議（ ））
	<input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> その他（ ）
仮設備関係	<input type="checkbox"/> 仮設備の設置条件あり	<input type="checkbox"/> 使用期間及び借地条件（□別添図等 □その他（ ） □別途協議（ ）） □転用あり（ □兼用あり（ □その他（ ） □施工条件の指定なし
	<input type="checkbox"/> 水替工（締切排水工）	<input checked="" type="checkbox"/> ①水替工（締切排水工）の水替日数は、概算数量としているため、設計変更の対象とする 概算延べ水替日数： ②受注者は、工事着手前に計画工程表等（対象工種、期間等）を作成し、それを基に、監督員と必要とする水替日数を協議すること。 ③工事着手後、計画を変更する必要が生じた場合は、随時、協議を行い、計画を行い、計画を変更するものとし、現場条件等により県の標準作業量等と差が生じる場合は、その理由を説明する旨をもつて協議すること。 ④また、実績日数の確認方法についても合わせて協議を行うこと。 ⑤水替工（締切排水工）完了後、協議により定めた実績日数が確認できる資料を提出すること。
	<input type="checkbox"/> 仮設物の構造及び施工方法の指定	<input type="checkbox"/> 構造及び設計条件（□別添図等 □その他（ ） □別途協議（ ）） □施工方法（ □その他（ ） □その他（ ）

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たつて制約を受ける事となるので明示する
明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明示項目	明示事項	条件及び内容
建設発生土・産業廃棄物関係	□建設発生土受入地の指定あり □建設発生土受入地未定	□受入地の条件（□別途図面 □受入料金あり □運搬距離（L= km） □受入料金なし □別途協議 □その他（ ）） □産業廃棄物の処理条件あり
		□受入地未定につき別途協議する。（□暫定運搬距離L= km、□その他（ ）） □産業廃棄物の種類（□コン塊 □アス塊 □木材 □汚泥 □その他（ ）） □産業廃棄物の処分地（□再生処分場（ ） □最終処分場（ ） □別添図書（ ） □その他（ ）） 【注：特段の理由により処分先や運搬距離を明示する場合はその他の項目（ ）に記入のこと。】 □処分場の受入条件（ ）
		□舗装切斷時の排水処理 アスファルト・セメントコングリート舗装の切斷時に発生する排水（泥水）を河川や側溝に排水することなく排水吸引機能を有する効果的な機械等により回収するものとする。また、回収水等は、産業廃棄物として取り扱うものとし、適正に処理しなければならない。適正に処理する際、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者（受注者）が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のため必要な廃棄物情報（成分や性状等）を処理業者に提供することが必要である。なお、受注者は、回収水等の産業廃棄物管理票（マニフェスト）について、監督員に提示しなければならない。 □舗装切斷時の回収水等の運搬・処理については、契約後、監督員と協議すること（ ）
工事支障物件	□工事支障物件あり □その他	□その他（ ） □支障物件名（□鉄道 □電気 □電話 □水道 □ガス □有線 □その他（ ）） □移設時期（□令和 年 月 曜日 □別途協議） □防護（ ） □その他（ ）
薬液注入関係	□薬液注入工法等の指定あり □提出書類あり □注入量の確認、注入の管理及び注入の効果の確認 □その他（ ）	□設計条件（ ） □工法区分（ ） □材料種類（ ） □施工範囲（ ） □削孔数量（ ） □注入量（ ） □その他（ ） □工法関係（ ） □その他（ ）
再生材使用関係	□再生材使用の指定あり □認定製品の使用について □その他（ ）	□再生材の種類（□再生A.sコン □再生路盤材 □再生クラッシャーラン □道路用盛土材 □再生コン砂（ ） □別途協議（ ）） □再生材が使用出来ない場合の措置（□新材に変更 □その他（ ） □別途協議（ ）） □六面クロム溶出試験あり（環境告示第16号溶出試験） □三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく 認定製品の使用について （認定製品の品名：□盛土材 □埋戻し材 □サンドクックション材 □上層路盤材 □コンクリート二次製品 □グレーチング □その他（ ）） □下記製品を本工事で使用する場合は、三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用するよう努める □認定製品の品名：□間伐材製工事用バリケード・看板・標示板（ ） □その他（ ）

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たつて制約を受ける事となるので明示する
明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする

特記什樣書(施工條件明示一覽表)

明示項目		明示事項		条件及び内容			
その他の 工事用機材の保管及び仮置きの必要あり 現場発生品あり 支給品あり 盛土材等工事間流用あり 現場環境改善費適用工事 その他()	<input type="checkbox"/>	工事用機材の保管及び仮置きの必要あり	<input type="checkbox"/>	保管場所()	<input type="checkbox"/>	期間()	
	<input type="checkbox"/>	品名()	<input type="checkbox"/>	品名()	<input type="checkbox"/>	数量()	
	<input type="checkbox"/>	品名()	<input type="checkbox"/>	数量()	<input type="checkbox"/>	引渡場所()	
	<input type="checkbox"/>	時期(令和 年 月 日)	<input type="checkbox"/>	受注者で運搬	<input type="checkbox"/>	その他()	
	<input type="checkbox"/>	運搬方法()	<input type="checkbox"/>	受注者以外で運搬	<input type="checkbox"/>	別途協議	
	<input type="checkbox"/>	引渡場所()	<input type="checkbox"/>	別添図等	<input type="checkbox"/>	その他()	
適用条件	<input type="checkbox"/>	数量()	<input type="checkbox"/>	運搬距離(L = km)	<input type="checkbox"/>		
	<input type="checkbox"/>	現場環境改善の内容(率分)()	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>		
	<input type="checkbox"/>	現場環境改善の内容(積上)()	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>		
	<input type="checkbox"/>	その他()	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>		
	<input type="checkbox"/>	三重県公共工事共通仕様書(令和2年8月版)を適用(部分改定を行った内容も含む) （最新改定：令和4年7月1日）	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>		
	<input type="checkbox"/>	三重県公共工事共通仕様書1-1-1-2、第22項中「電子メールなどの署名または押印が不要な手続により」とあるのは「電子メールなどにより」と、第26項「書面とは、手書き、印刷物等による工事打合せ簿等の工事帳票をいい、発行年月日を記載し、署名または押印したもの」を有効とする。ただし、情報共有システムを用いて作成され、指示、承諾、協議、提出、報告、通知が行われた工事帳票についても、署名または押印がなくとも有効とする。」とあるのは「書面とは、工事打合せ簿等の工事帳票をいい、情報共有システムを用いて作成され、指示、承諾、協議、提出、報告、通知が行われたものを有効とする。」と認めたものとする。	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>		
適用条件	<input type="checkbox"/>	「土木構造物設計マニュアル（案）	<input type="checkbox"/>	編」を潮流	<input type="checkbox"/>		
	<input type="checkbox"/>	設計変更を行う際には、津市設計変更ガイドライン(平成31年3月)（一部改正：令和2年4月）を参考とする。	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>		
	<input type="checkbox"/>	支援技術者	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>		
	<input type="checkbox"/>	1. 本工事は現場における現場技術業務を〔例示一（公財）三重県建設技術センター〕に委託しているので、その支援技術者が監督員(代わって施工体刷点検、現場で立会、監察又は検査を行いうる際は、その業務はに協力しなければならない。また、ただし、支援技術者は、計画書、報告書、データ、図面等の審査に規定を求める場合は、開示し説明を認めらる。また、ただし、支援技術者はは、工事請負契約書第9条に規定する監督員ではなく、指示、承諾、協議、検査の適否の判定等を行う権限は有しないものである。	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>		
	<input type="checkbox"/>	2. 監督員から受注者に対する指示又は通知等を支援技術者を通じて行う場合には、監督員から直接、指示又は通知があつたものとみなす。	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>		
	<input type="checkbox"/>	3. 監督員の指示により受注者が監督員に対して行う報告又は通知は、支援技術者を通じて行うことができる。	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>		
	<input type="checkbox"/>	4. 本工事を担当する支援技術者の氏名は右記の通りである。 支援技術者： _____	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>		
	<input type="checkbox"/>	電子メールを活用した情報共有を行う場合は予め工事打合簿にて監督員に報告を行うこと。実施方法については監督員の指示による。	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>		
	<input type="checkbox"/>	デジタル工事写真の電子小黒板を使用する場合は予め工事打合簿にて監督員に報告を行うこと。また、三重県デジタル工事写真の懸板情報電子化に係る特記仕様書に準拠すること	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>		
<input type="checkbox"/>	ダンプトラック等による過積載等の防止に関する特記仕様書（三重県）に準拠すること	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>			
<input type="checkbox"/>	その他()	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>)	

（注）上記受託業務事項・条件及び内容のレ印で当該欄は、作業に当たつて制約を受ける事となるので明示する
明示事項に変更が生じた場合及び明示されない制約等が発生したと見做す
別途協議するものとする
明示事項とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明示項目	監督の区分 〔第3編3-1-1-4 第6項、第10項 に規定する 表3-1-1(1)、 表3-1-1(2)〕	一般監督 (ただし、低入札価格調査制度の調査対象工事となつた場合は、全ての工種を重点監督とする。) □ 重点監督	【注】全ての工種に適用しない場合は、対象工種欄をチェックし、対象工種名を記入すること。】 □ 全ての工種に適用する。 □ 対象工種（ ※ これ以外は、一般監督とする。
電子・納品	□ 工事完成図書（工事写真含む） □ 電子納品対象	□ 工事完成図書は電子納品とする。ただし、電子化が困難な部分について監督員と協議承諾を得たものについてはこの限りではない。 □ 電子媒体の提出部数は、（ □ 2部 □ (1)部）とする。 □ 三重県CALS電子納品運用マニュアル（令和4年7月改訂）を適用	
地質調査の電子成果品等	□ 地盤情報データベースの登録の必要あり	□ 検定及び登録機関（一般財團法人国土地盤情報センター（ https://ngic.or.jp/ ）） □ 檢定料金の計上（ □ A検定 □ B検定 ） (注：受注後、これにより難い場合は設計変更の対象とする。)	
産業廃棄物税	□ 産業廃棄物税 作成・登録	□ 本工事には産業廃棄物税相当分が計上されていなければなりません。また、受注者が課税対象となつた場合には完年度の翌年度の4月1日から8月31日までの間に別に定める様式に産業廃棄物税納税証明書等を添付して当該工事の登録者に對して支払請求を行うこと。なお、この期間を超えて請求することはできない。 □ 三重県公共工事共通仕様書に基づき、建設副産物情報交換システムにデータを入力すること。	
建設副産物・建設発生土情報交換システム	□ コリ NS（CORINS）の作成・登録 □ 建設副産物情報交換システム □ 建設発生土情報交換システム	□ 三重県公共工事共通仕様書に基づき、建設副産物情報交換システムにデータを入力すること。 □ 三重県公共工事共通仕様書に基づき、建設発生土情報交換システムのデータ更新を行うこと。	
下請関係 下請企業 次数制限	□ 下請企業の次数制限	□ 本工事における下請の次数は、2次（建築一式工事は3次）までとする。 □ 上記次数を超える下請契約を締結する場合は、下請契約締結前に書面により発注者の承諾を得ること。	
特例監理技術者 設置	□ 特例監理技術者の設置	□ 本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定（監理技術者（特例監理技術者）の配置）を適用する	
配慮依頼事項	□ 下請契約又は再委託において市内本店事業者の活用 □ 資材、原材料の市内本店事業者からの調達及び地元製品の使用 □ 建設機械、機器等の借入れ □ 使用人等において市民の活用	□ 下請契約又は再委託（一次下請以降のすべての下請負人又は再委託者含む。）が認められた契約にあっては、下請契約又は再委託等において市内本店事業者を活用することに配慮すること。 □ 資材、原材料等の調達が必要となる場合は、市内本店事業者から調達すること及び地元製品、地元生産品を使用することに配慮すること。 □ 建設機械、機器等の借入れが必要となる場合は、市内本店事業者から借り入れすることに配慮すること。 □ 業務遂行の公契約において、労働者の労働環境の確保、優良な事業者の育成及び地域経済の健全な発展を図るために必要な事項を定める。	
津市公契約条例	□ 津市公契約条例に関する特記	1 受注者の義務 (1) 関係法令及び条例の規定を遵守しなければならない。 (2) 受注者は、労働者の適正な労働環境の確保に努めなければならない。 (3) 受注者等は、労働者と対等な労使関係を確立するとともに、下請契約等の相手方と対等な立場における合意に基づいた適正な契約を行わなければならない。 (4) 受注者等は、下請契約等の相手方を選定するとき、又は資材等を調達するときは、地域経済の発展に配慮し、本市の区域内に主たる事務所を有する事業者又は本市の区域内で生産された資材等を活用するよう努めなければならない。 (5) 受注者等は、公契約に携わる者として、社会的な責任を自覚し、公契約を適正に履行しなければならない。 (6) 受注者等は、条例第7条第1項の規定に基づき市長又は上下水道事業管理者（以下「市長等」という。）が行う報告の求め及び立入検査その他本市が実施する公契約に関する施策に協力しなければならない。	

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たつて制約を受ける事項となるので明示するときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
明示事項に変更が生じた場合及び内容の変更が発生したときは、発注者と別途協議し明示するものとする。

津市上下水道事業局
令和4年7月

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明示項目	明示事項	条件及び内容
津市公契約条例		<p>2 公契約の解除等 一 市長等は、受注者等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該公契約の解除、受注者等の指名停止等必要な措置を探ることができる (1) 条例第1項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対する応答せず、若しくは虚偽の回答をしたとき。 (2) 条例第8条第1項の規定による報告を怠り、又は虚偽の報告をしたとき。 (3) 条例第8条第2項の規定による報告を怠り、(4) (1)から(3)に掲げるもののほか、条例の規定に違反したとき。 (5) 特定公契約にあっては、別紙誓約事項に従わないとき。</p> <p>□ 津市公契約条例（以下「条例」という。）第6条の規定により、下記事項について了承し、遵守することを誓約します。また、誓約内容にて違反があった場合は、別紙誓約事項への通報、指名停止、契約解除及び違約金徵収について異議はありません。</p> <p>1 津市公契約条例施行規則第8条に掲げる関係法令（次項において単に「関係法令」という。）を遵守すること。 2 関係法令に違反し関係機関からは正勧告等があつた場合は、津市長又は津市上下水道事業管理者（以下「市長等」という。）へ報告するここと。 3 条例第7条第1項の規定による報告の求め及び立入検査に対し、誠実に対応すること。 4 労働者が条例第9条第1項の規定による申出をしたことを理由に、当該労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしないこと。 5 労働者に対し、条例の内容について周知を行うこと。 6 労働者の賃金水準の引上げに關する措置が講じられる場合は、下請契約等の請負契約金額の見直し、労働者の賃金の引上げ等について適切に対応すること。 7 市長等が行う施策に協力すること。</p> <p>□ 適用除外でないにも関わらず社会保険等に未加入である建設業者を下請負人としてはならぬ、と認めており下請業者が社会保険等に加入しているかどうかを確認する受注者は、施工体調帳・再下請負人登録簿に「健康保険等の加入状況」欄により下請業者が社会保険等に加入しているかどうかに記載すること。 また、発注者が加入状況を証明する書類の提出又は提示を求めた場合、速やかに對応すること。</p> <p>□ 法定福利費は事業主が負担しなければならない社会保险料である法定福利費相当額を提出を下請人に働きかけること。 また、第二次下請以降についても同様に標準見積書の活用等による法定福利費相当額を内訳明示した見積書の提出を下請人に働きかけること。 (津市HP「仕事・産業一丸・契約一工事・建設コンサルタント関係－調達契約課からのお知らせ（工事・コンサル）」を参照)</p> <p>□ 締結する契約等から暴力団、暴力団関係者、暴力団関係者法人等（以下「暴力団等」という。）の不当介入を排除し、契約等の適正な履行を確保すため必要な事項を定める。</p> <p>1 受注者の義務 (1) 契約の相手方及び下請負人等（以下「受注者等」という。）は、暴力団等と認められる下請負人等を使用してはならない。 (2) 暴力団等と認められる資材販売業者から資材等を購入してはならない。 (3) 暴力団等と認められる廃棄物処理業者が有する廃棄物処理施設及び廃棄物処理業者等を使用してはならない。 (4) 本市と締結した契約等の履行に当たり、受注者等が暴力団等による不当介入を受けたときは、断固としてこれを拒否し、直ちに発注者に文書にて報告すること。 (5) 捜査上必要な協力を得たときは、速やかに発注者に文書にてその内容を報告すること。 (6) 受注者等が不当介入を受けたことを理由に契約期間の延長を求めるときは、発注者に契約金の延長を求めることができる。</p> <p>2 入札参加資格者等及び受注者等に対する措置 (1) 入札参加資格者等又はその役員等が暴力団等と認められるとき、暴力団等と密接な関係を有していると認められるときは、当該入札資格者等に対し、津市建設工事等指名停止基準に基づく指名停止措置を講ずるものとする。 (2) 上記1受注者の義務に違反した受注者等に対してても、指名停止措置を講ずるものとする。</p> <p>3 契約等の解除 (1) 暴力団等と認められるときなどにより指名停止措置が講じられた入札参加資格者等との契約等については、これを解除することができる。</p>
社会保険等未加入対策	□ 社会保険等未加入対策 (健康保険、厚生年金保険及び雇用保険)	
法定福利費の負担	□ 法定福利費を明記した標準見積書の活用	
暴力団等の不当介入の排除等	□ 暴力団等の不当介入の排除等に関する特記	

（注）上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たつて制約を受ける事となるので明示する
明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明示項目	明示事項	条件及び内容
新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等	<input checked="" type="checkbox"/> 新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等に関する特記	<p>新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等については、以下により徹底を図るものとする。</p> <p>1 工事の円滑な施工確保を図る觀点から、本工事の現場等のみならず関係する会社・事務所等も含め、現場状況などを勘案するとともに、すべての作業従事者等の健康管理に留意すること。</p> <p>2 新型コロナウイルス感染症については、①密閉空間、②密集場所、③密接場面という3つの条件（以下「三つの密」）と、アルコール消毒液の設置や不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒、手洗い・うがいなど、感染予防の対応を徹底すること。</p> <p>3 感染拡大防止対策について施工計画書に記載した上で履行することを前提とする。</p> <p>4 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、「工事の一時中止や工期の延長」が必要な場合には、監督員と協議を行って。</p> <p>5 作業従事者等が新型コロナウイルス感染症の感染者及び濃厚接触者（以下「感染者等」という。）であることが判明した場合は速やかに監督員に報告すること。また、保健所等の指導に従い、感染者等の自宅待機などの適切な措置を講じること。 なお、感染症であることが判明した場合は、本工事のみならず、受注者が本市と契約中の全ての工事について、一時中止の措置を行ふ場合である。</p> <p>6 新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、受注者は発注者は、施工条件、施工方法等に変更の必要があると認めるとときは、工事請負契約款第19条（設計図書の変更）の規定に基づき、発注者及び受注者が協議して、これを定めるものとします。この場合において必要があると認められるときは、工期若しくは請負代金額の変更の対象とするものとします。</p>
ワンドーレスボン	<input type="checkbox"/> ワンドーレスボンスの実施	<p>この工事は、ワンドーレスボンス実施対象工事である。</p> <p>「ワンドーレスボンス」とは受注者からの質問、協議等に対し、発注者は、基本的に「その日のうち」に回答するよう対応することである。</p> <p>ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議のうえ、回答期限を設けるなど、何らかの回答をその日の「うち」にすることとする。</p> <p>なお、質問・協議等にあたっては、詳細な状況資料等を添えるものとし、内容によっては、根拠資料を掲めた提案を含むものとする。</p> <p>2 受注者は計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理办法について、監督員協議をおこなうこと。</p> <p>3 受注者は三重県公共工事共通仕様書「1－1－3 設計図書の照査等」に基づき、適切に設計図書の照査を実施すること。</p> <p>4 受注者は工事施工中ににおいて、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。</p> <p>5 発注者が効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合、受注者は協力すること。</p>

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たつて制約を受ける事となるので明示する
明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする

津市上下水道事業局
令和4年7月

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明示項目	明示事項	件及び内容
建設業退職金共済制度に係る事務手続きについて	建設業退職金共済制度に係る事務手続きについては下記のとおりとする。 1 建設業退職金共済制度への加入 受注者は、三重県公共工事共通仕様書に定めることにより、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入すること。	1 建設業退職金共済制度に係る事務手続きについては下記のとおりとする。 2 誓約締結時の提出書類 工事の受注者は、必要な枚数の共済証紙を購入し、原則として契約締結後1ヶ月以内に、取扱機関から交付される掛金収納書を「掛け金収納書提出用台紙」に添付して、調達契約書の確認を受けた後、工事担当課へ提出すること。ただし、電子申請方式により退職金ボイントを購入する労働者は、契約締結後原則として40日以内に、電子申請専用サイトで発行された掛け金収納書（電子申請方式）について、調達契約書を購入しない場合は「建設業退職金共済制度が適用する等の理由により、証紙を購入しないこと」。 3 共済証紙購入額 工事における共済証紙購入の「考え方」1～4によるものとし、当該労働者の就労予定延べ人數や、当該工事における労働者の制度加入率の把握に努め、「考え方」2又は3によることが望ましいですが、これにより難い場合は「考え方」1とし、契約金額（税込）の1000分の1・7以上を目途とすること。 4 共済証紙等の管理 購入した共済証紙については、「工事別共済証紙受払簿」を作成し購入枚数や交付枚数の管理に努めること。また、適切に対象労働者の就労状況等を把握し、共済証紙の交付等を行うこと。 5 工事完成後の提示書類 工事完成後、速やかに「掛け金並当実績総括表」を作成し、工事担当課へ提示してください。この時、掛け金並当日数と証紙購入日数に概ね齟齬がないことを確認してください。また、事務手続きの履行状況を確認するため、必要に応じて「工事別共済証紙受払簿」又はその他開通書類の提示を求める場合がある。
津市工事請負の地元調整	津市工事請負の地元調整に関する特記仕様書	1 趣旨 津市工事請負に係る地元調整については、三重県公共工事共通仕様書（以下「共仕」という。）の「受注者は、工事の施工に於り、地域住民との間に紛争が生めなければならぬ」及び特記仕様書の「受注者は、工事中の適切な安全確保の措置の一切の手段において、自らの責任において定め、工事を実施すること」と記載されている。しかしながら、地元代表者に着工同議があるよう誤った解釈がされ、工事実施に支障をきたす事例が発生しました。このことから、本特記仕様書において、工事説明進め方や不当要求行為等への対応について、必要な事項を定めるものである。 2 受注者の責務 ① 工事発注に係る工事の必要性、設計図書における工事目的物の仕様及び施工条件などに係る地元調整に関するることは、発注者の責務とする。 ② 上記①以外の工事目的物を完成するための施工に関する必要な地元調整は、受注者の責務とする。 3 定義 ① 「地元代表者等」とは、連合自治会長、自治会長等地域をとりまとめる者をいう。また、水利組合、漁業協同組合など利害關係者の代表者を含むものとする。 ② 「不当要求行為等」とは、 ア 正当な理由なく面会を強要する行為又は拒否する行為 イ 暴力行為、脅迫行為 ウ 正当な権利行使により他人に不安又は嫌悪の情を抱かせる行為 エ 粗野又は乱暴な言動により特定の者を採用するよう要求する行為 オ 下請負人等に特定の者を指す行為 カ アからオまでに掲げるもののほか、工事に支障を生じさせる等一切の行為

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たつて制約を受ける事となるので明示する
明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明示項目	明示事項	条件及び内容
	(3) 「下請負人等」とは、工事に係る下請負人、資材業者、運搬業者、測量業者及び設備・物品納入業者等をいふ	<p>4 工事説明の進め方</p> <p>(1) 発注者は、発注前に地元代表者等と工事の目的、効果、工事実施の条件等について協議を行ふ。 (2) 受注者は、工事場所、工期及び受注者に依頼して、施工計画書を作成することとする。 (3) 受注者は、工事方法など工事対応できない説明を行ふ。地元代表者等には、「工事説明書」に基づき、必要に応じて、工事現場の説明性の向上図 (4) 受注者は、地元代表者等への説明後、両者の安全確保(工事説明書を作成し、配布するなど工事への協力を求めるための文書を作成するものとする)のとどする。</p> <p>(5) 工事着手後、施工方法等に変更が生じた場合は、必要に応じ、受注者は地元代表者等に説明すること。 (6) 工事や要望は、受注者が対応したものとする。ただし、受注者の責務を果たしたうえで受注者のものとする。</p> <p>(7) 受注者は、地元調整を行った場合は工事実施に向けて調整及び協議した経緯を記録した書面、配布した文書等を工事打合せ簿(添 付)にて監督員に提出すること。</p>
その他	□その他	<p>5 不当要求行為等</p> <p>(1) 受注者は、不当要求行為等を受けた場合は、速やかに受注担当部(局)の部次長等(津市事務分掌規則(平成18年1月1日規則第6号)第4条第1項に規定する部次長、同条第2項に規定する局次長、同条第5項及び同条第6号に規定する暴力追放三重県民センターに通報を行うものとする。また、下請負人等に報告するとともに、所轄の警察署及び暴力追放三重県民センターへ報告することも、下請負人等に所轄の警察署及び暴力追放三重県民センターから受注者から実害を受けるものとする。</p> <p>(2) 受注者による地元調整において、発注者が同行した際に、不当要求行為等を受けた場合は、受注者、発注者双方が所轄の警察署及び暴力追放三重県民センターに通報を行ふものとする。</p> <p>(3) 受注者及び下請負人等は、不当要求等を受けた事實を記録しておかなければならない。</p>

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たつて制約を受ける事となるので明示する
 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする
 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする